

## IV 社会福祉主事任用資格

### 1. 社会福祉主事任用資格とは

社会福祉主事任用資格とは、下記のような社会福祉主事に関する指定科目を修めて卒業した者に与えられる資格である。任用資格であり、基本的には都道府県、市町村の行政職や福祉職の公務員試験に合格し、福祉事務所等のケースワーカーに採用される場合に生きてくる資格となっている。またこの他に、老人福祉施設や児童福祉施設などの指導員や社会福祉協議会の福祉活動専門員も、この資格を取得することが望ましいとされている。

### 2. 履修方法について

聖学院大学において、社会福祉法第19条第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下指定科目）を**3科目修めて卒業した者**は、社会福祉主事の任用資格を取得することができる。

指定科目は表1に記載されている。主に指定科目は、政治経済学科または心理福祉学科の専門科目として開講されている。

自学科で指定科目が開講されているか、学生要覧で所属する学年・学科のカリキュラムを確認すること。

### 3. 指定科目に関する注意

**まったく同一の科目名でない**と、**資格に関する科目としては認められない**。類似する科目名に注意すること。

例1：「経済学史」は指定科目「経済学」としては認められない。

例2：「心理学研究法」は指定科目「心理学」としては認められない。

### 4. 資格の証明について

指定科目を修めた卒業見込みの学生は、学生支援課で「社会福祉主事任用資格取得見込証明書」を申し込むことができる。

表1 指定科目

下記の指定科目または読替通知の科目（本年度本学開講科目は太字で記載）より、**3科目**履修すること。  
 ※**同一の科目名でない**と、**資格に関する科目としては認められない**。自学科・自学年のカリキュラム表を必ず確認し、履修すること。

指定科目	本学の開講科目にある読替通知の範囲※の科目
社会福祉概論（教養）	社会福祉（C）／社会福祉の原理と政策（S）
社会福祉事業史	
社会福祉援助技術論	ソーシャルワークの基盤と専門職(S)・ソーシャルワークの基盤と専門職(社会)*
社会福祉調査論	社会福祉調査の基礎（S）
社会福祉施設経営論	
社会福祉行政論	
社会保障論（S）	社会保障論A（P）・社会保障論B（P）*
公的扶助論	貧困に対する支援（P/S）
児童福祉論	子ども家庭福祉（C）／子ども家庭福祉論（S）
家庭福祉論	
保育理論	保育原理（C）
身体障害者福祉論	障害者福祉論（S）
知的障害者福祉論	
精神障害者保健福祉論	精神保健学（S）
老人福祉論	高齢者福祉論（S）
医療社会事業論	医療福祉論（S）
地域福祉論	地域福祉と包括的支援体制（S）
法学（教養/P）	
民法	民法A（P）・民法B（P）*
行政法	行政法A（P）・行政法B（P）*
経済学（教養/P）	経済法（P）
社会政策	労働経済論A（P）・労働経済論B（P）*／社会政策論（P）
経済政策	経済政策A（P）・経済政策B（P）*
心理学（教養）	心理学概論（S）
社会学（教養/P）	
教育学	教育原理（C）
倫理学	倫理学概論（P）
公衆衛生学（S）	
医学一般	人体の構造と機能及び疾病（S）
リハビリテーション論	リハビリテーション入門（教養）
看護学	
介護概論	
栄養学	
家政学	

\*：両科目の単位を修得した場合のみ指定科目として読替えることができる。

※読替の範囲は、「社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読替の範囲等の一部改正について」（令和2年3月6日社援発0306第28号厚生労働省社会・援護局長通知）による。